

2023年2月27日

各 位

会社名 株式会社ユーブレナ
代表者名 代表取締役社長 出雲 充
(コード番号: 2931)
問合せ先 執行役員 CFO 若原 智広
(TEL.03-3454-4907)

事後交付型株式報酬制度及び従業員株式報酬制度としての 新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、事後交付型株式報酬制度（以下「本制度（PSU）」といいます。）及び従業員株式報酬制度（以下「本制度（従業員株式報酬）」といい、本制度（PSU）とあわせて「本制度」と総称します。）としての新株式の発行（以下「本新株式発行」といい、本新株式発行により発行される当社普通株式を以下「本新株式」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年3月20日
(2) 発行新株式数	普通株式 252,849 株
(3) 発行価額	1株につき 946 円
(4) 発行価額の総額	239,195,154 円
(5) 募集又は割当方法	<p>①本制度（PSU）</p> <p>当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）4名 80,090 株</p> <p>当社の監査等委員である取締役 3名 3,036 株</p> <p>当社のグループ会社の取締役 9名 24,073 株</p> <p>当社の従業員 55名 114,700 株</p> <p>②本制度（従業員株式報酬）</p> <p>当社の従業員 40名 30,950 株</p>
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) その他の	金融商品取引法による発行登録（2023年1月19日提出）に基づき、発行登録追補書類を本日提出しております。

2. 募集の目的及び理由

当社は、当社及び当社の子会社である株式会社エポラ、株式会社ジーンクエスト、株式会社MEJ、大協肥株式会社料及び株式会社はこの取締役及び従業員（以下「対象者（PSU）」といいます。）に対する本制度（PSU）を導入しております。本制度（PSU）に基づく当社普通株式の新規発行は、割当予定先である対象者（PSU）に対する株式報酬の支給として行うものです。

また、当社は、当社の従業員（以下「対象者（従業員株式報酬）」といい、対象者（PSU）とあわせて「対象者」と総称します。）に対する本制度（従業員株式報酬）を導入しております。本制度（従業員株式報酬）に基づく当社普通株式の新規発行は、割当予定先である対象者（従業員株式報酬）に対する株式報酬の支給として行うものです。

本制度の内容は、以下に記載のとおりです。

<本制度（PSU）の内容>

対象者（PSU）に、2021年9月期から2022年12月期の期間（以下「業績評価期間」といいます。）の当社の業績及び企業価値向上のためのインセンティブ報酬として、業績評価期間の経過後、当該業績評価期間における業績目標の達成度に応じて、当社普通株式を交付するための金銭報酬債権を報酬として支給する業績連動型の株式報酬制度です。業績評価期間における業績目標の達成度に応じて、当社が定める一定の計算式に基づき、各対象者（PSU）に支給する当社普通株式の数及び金銭報酬債権額を算定いたします。本制度（PSU）の内容は以下のとおりです。

（株式等の交付内容）

① 本制度（PSU）により交付する株式数（以下「交付普通株式数」といいます。）は、以下の計算式に基づき算出するものとし、株式報酬基準額は対象者（PSU）の職責に応じて、当社取締役会において対象者（PSU）ごとに決定するものとします。また、付与時株価は、業績評価期間開始月の前月1か月前の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均額とし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。なお、算出された交付普通株式数の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{交付普通株式数} = \text{株式報酬基準額} \div \text{付与時株価}$$

② 対象期間中に新たに当社の取締役となる者に交付する交付普通株式数は、その職責に応じて、当社取締役会において対象者（PSU）ごとに決定し、対象期間中に新たに当社の従業員、当社グループ会社の取締役、当社グループ会社の従業員、及び社外協力者となる者に交付する交付普通株式数は、その職責に応じて、取締役会で決定した総額の範囲内で、代表執行役員CEOが対象者（PSU）ごとに決定するものとします。

③ 株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下、本<本制度（PSU）の内容>内の株式の分割の記載につき同じです。）によって増減する場合は、調整前の交付普通株式数に、併合・分割の比率を乗じることで、調整後の交付普通株式数を算出することとします。

(権利喪失事由)

対象者（PSU）について、次のいずれかに該当した場合には、交付を受ける権利を取得しません。

- ①当社の取締役が業績評価期間終了時に当社の取締役の地位喪失している場合（但し、当社の取締役会が認めた場合は除きます。）
- ②当社の従業員、当社グループ会社の取締役、当社グループ会社の従業員及び社外協力者が、交付取締役会決議日に当社の従業員、当社グループ会社の取締役、当社グループ会社の従業員及び社外協力者の地位を喪失している場合（但し、当社の取締役会が認めた場合は除きます。）
- ③対象者（PSU）において、法令又は当社グループの内部規程に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他株式交付が適当でないと当社の取締役会が決定した場合

(株式等の交付の手続)

対象者（PSU）は、業績評価期間の最終年度が終了してから以下の計算式によって算出される金銭報酬債権を現物出資することで当社株式の交付を受ける権利を取得し、対象者（PSU）は、当該金銭報酬を、交付取締役会決議により発行される株式又は自己株式の処分において現物出資することにより対象となる株式を取得します。

交付時株価は交付取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値をいい、以下「本件株価」といいます。）とします。

また、目標達成度は業績評価期間の業績等の数値目標の達成度に応じて、0%から150%の範囲で変動するものとし、業績評価期間の業績等の数値目標については、取締役会にて決定するものとします。

$$\text{金銭報酬債権額} = \text{交付普通株式数} \times \text{交付時株価} \times \text{目標達成度}$$

<本制度（従業員株式報酬）の内容>

対象者（従業員株式報酬）に、当社の企業価値の持続的な向上を図る更なるインセンティブを与えることを目的として、本制度（従業員株式報酬）の利用を希望する対象者（従業員株式報酬）に対して、毎年3月及び9月に支払われる報酬の一部（月給制対象者の場合は賞与、年俸制対象者の場合は年俸のうち業績連動部分が対象）に代えて当社普通株式を支給する株式報酬制度です。当社取締役会による株式発行決議の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準に、各対象者（従業員株式報酬）に支給する当社普通株式の数を算定いたします。本制度（従業員株式報酬）の内容は以下のとおりです。

(報酬の内容等)

対象者（従業員株式報酬）には、賞与額又は業績連動年俸額に10~20%のプレミアム（以下「プレミアム率」といいます。）を乗じて算定され、付与される金銭報酬債権全額に相当する数の当社普通株式が株式報酬として付与されます。なお、プレミアム率の決定については、代表

執行役員 CEO が決定するものとします。

(権利喪失事由)

交付取締役会決議日までに退職、死亡等原因を問わず従業員の地位を喪失した場合、対象者（従業員株式報酬）は本制度（従業員株式報酬）に基づく報酬を受ける資格を取得しません。

今回、当社は、業績評価期間における業績目標の達成状況が確定したため、本制度（PSU）に基づき対象者（PSU）に支給される金銭報酬債権の総額を 209,916,454 円とし、本制度（PSU）に基づき当社普通株式 221,899 株の取得勧誘を行うこととしました。また、2022 年 12 月期の下半期が終了したため、本制度（従業員株式報酬）に基づき当社普通株式 30,950 株の取得勧誘を行うこととしました。なお、本新株式発行のうち、本制度（PSU）に基づき、当社普通株式 221,899 株を対象者（PSU）に、本制度（従業員株式報酬）に基づき、当社普通株式 30,950 株を対象者（従業員株式報酬）に、それぞれ割り当てるものとし、一般募集は行いません。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株式の払込金額は、恣意性を排除した価格とするため、本新株式発行に係る取締役会決議の前営業日（2023 年 2 月 24 日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に相当する額である 946 円としました。

また、本新株式の払込金額は、本新株式発行に係る取締役会決議の前営業日までの直前 1 か月間の当社普通株式の終値単純平均値である 986 円に対して 4.06% のディスカウント、同直前 3 か月間の当社普通株式の終値単純平均値である 961 円に対して 1.56% のディスカウント、同直前 6 か月間の当社普通株式の終値単純平均値である 927 円に対して 2.05% のプレミアムとなる金額です。

本新株式の払込金額は、本新株式発行に係る取締役会決議日直前の市場株価でありますので、合理的で、かつ特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

以上